

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原告 山田稔 外22名

被告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面 (11)

原告ら準備書面(9)第2に対する反論

ディフェンシンの常時多量生成・常時流出の危険性について

平成18年9月7日

新潟地方裁判所高田支部 合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 原告ら主張の要約

- (1) 原告ら準備書面(9)第2における原告ら主張は、要するに、「本件GMイネは常時多量にカラシナ・ディフェンシンを生成することから、耐性菌出現の脅威が存在する」が、一方で、「ダイコンやカラシナ(その他の動植物も)は、ディフェンシン遺伝子を必要に応じて発現させ、必要な量のディフェンシンを生成するのである。つまり、病原菌に感染したときや、病原菌に感染しやすいような時だけに生成するのであるから、誘導的にしか植物ディフェンシンを生成せず、常時の生成はない」と理解される。

2 原告らの科学的理解に関する誤り

- (1) しかしながら、原告らの前記理解は科学的に誤りである。
- (2) すなわち、カラシナでは、その葉でディフェンシンを常時生成していることが判明しており、この点において、原告ら前記主張は、その前

提事実において科学的な誤りが存在する。

- (3) さらに、原告らは「常時多量の生成が問題である」と主張しているようであるが、「多量」生成との点については、すでに被告準備書面(8)8頁以下において主張済のとおりであり、原告の主張はこれに対する何らの有意な反論をすることなく、根拠を欠いた主張を続けているものにすぎない。
- (4) なお、原告準備書面(9)第4で原告は、カラシナ・ディフェンシン生産量に関するデータの開示を求めているが、カラシナ・ディフェンシンの検出は、黒田実験でも行っているとおり、通常、ディフェンシン溶液を SDS-PAGE サンプルバッファーを混合して、SDS-PAGE 電気泳動に供試し、ゲル中のディフェンシンを PVDF 膜に転写し、抗カラシナ・ディフェンシン抗体を用いて、カラシナ・ディフェンシンの存在を測定するものであり、肉眼により、バンドの濃さ、幅で判断している。すなわち、ディフェンシン検出量の推定は、乙 30 号証の 2 頁に挿入した写真のバンドの濃さおよび幅をもとに測定するほかないところ、定量的な測定は極めて困難であり、その意味で定量的なデータは持ち合わせていない。

3 被告及び一般の科学者の研究や開発に対する取組理念・姿勢

なお、被告には、むやみに抗菌蛋白質を利用すべきとの考えは毛頭なく、まして抗菌蛋白質を濫用するような意図は全く存在しない。

被告は、遺伝子組換え技術を育種技術の1つとして、本件GMイネが、ディフェンシンを適切に生成することで病気に強いイネを作出すべく、適式な手続を経た上で、一つ一つステップを踏んで日夜研究に取り組んでいることを付言する。

以上